

看護職員確保対策事業等実施要綱（案）

I	看護職員確保対策事業	1
1	看護師等養成所運営等事業	1
	(1) へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業	1
	(2) 看護教員養成講習会参加促進事業	2
	(3) 新任看護教員研修事業	2
	(4) 助産師学生実践能力向上事業	3
	(5) 看護師養成所2年課程（通信制）導入促進事業	4
	(6) 助産師養成所開校促進事業	5
	(7) 看護師等養成所初度設備整備事業	5
	(8) 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	6
	(9) 看護師養成所修業年限延長促進事業	6
2	新人看護職員研修事業	7
3	看護職員資質向上推進事業	12
	(1) 看護職員専門分野研修	12
	(2) 中堅看護職員実務研修	13
	(3) 専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業	14
	(4) 看護教員養成講習会事業	15
	(5) 看護教員継続研修事業	16
	(6) 実習指導者講習会事業	17
	(7) 協働推進研修事業	17
	(8) 潜在看護職員等復職研修事業	18
	(9) 院内助産所・助産師外来助産師等研修事業	19
4	訪問看護推進事業	20
5	看護職員確保対策特別事業	22
6	短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業	23
7	病院内保育所運営事業	25
8	中央ナースセンター事業	28
9	看護師勤務環境改善施設整備事業	29
10	看護師宿舍施設整備事業	29
11	院内助産所・助産師外来施設・設備整備事業	30
II	外国人看護師候補者就労研修支援事業	31

I 看護職員確保対策事業

1 看護師等養成所運営等事業

(1) へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業

ア 目的

この事業は、へき地等の地域及び看護職員不足地域に所在する看護師及び准看護師養成所における実習体制の支援及び学生募集や就職相談等地域の医療機関等との協力、連携体制の構築を支援し、それらの地域の看護職員の確保に資することを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、保健師助産師看護師法により指定を受けた看護師等養成所（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は除く。）のうち、社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人並びにその他厚生労働大臣の認める者とする。

ただし、医療法人並びに一般社団法人及び一般財団法人については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限るものとする。

ウ 事業内容

次に掲げる地域における看護師及び准看護師養成所の実習を効率的、効果的に行うため、実習施設への交通手段の借上げ等を行い、実習体制の充実を図り資質の高い看護職員の養成を図るとともに、併せて、当該地域における看護職員の確保を図るため、学生募集や就職相談等地域の実情に即した取り組みを行うものとする。

(ア) へき地等の地域

人口5万人未満の市町村であって、次に掲げる地域とその区域内に有する市町村の区域に所在するものとする。

ただし、「市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年5月26日法律第59号）」に基づき、当該市町村の合併が平成17年度又は平成18年度に行われた場合にあつては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く9年度について、当該市町村の合併が平成19年度又は平成20年度に行われた場合にあつては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く7年度について、当該市町村の合併が平成21年度に行われた場合にあつては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度について

は、なお従前の例による。

- a 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する地域
- b 離島振興法第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域
- c 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項に規定する辺地
- d 山村振興法第7条第1項の規定により振興山村として指定された山村

(イ) 看護職員不足地域

一般病院の看護職員数が3：1未満の二次医療圏

(2) 看護教員養成講習会参加促進事業

ア 目的

この事業は、看護師等養成所において、すでに教員となっている看護教員養成講習会（教務主任養成講習会を含む）未受講者の受講を促進し、看護職員の養成に携わる者として必要な知識、技術を修得させ、看護教育の充実向上を図ることを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、保健師助産師看護師法により指定を受けた看護師等養成所（ただし、学校教育法第1条に規定する学校は除く。）のうち、社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人並びにその他厚生労働大臣の認める者とする。ただし、医療法人並びに一般社団法人及び一般財団法人については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限るものとする。（ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあつてはこの限りではない。）

ウ 事業内容

平成22年4月5日医政発0405第3号厚生労働省医政局長通知「看護教員に関する講習会の実施要領について」に基づき実施される専任教員養成講習会又は教務主任養成講習会に教員を受講させる看護師等養成所とする。

(3) 新任看護教員研修事業

ア 目的

この事業は、看護師等養成所において、看護教員としての基礎がつけられる新任の専任教員（以下「新任教員」という。）に対する研修体制の構築を促進することにより看護教員の質の確保・向上を図ることを目的とする。

（注）新任教員とは、専任教員として初めて看護師等養成所に就労する者をいう。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、保健師助産師看護師法により指定を受けた看護師等養成所（ただし、学校教育法第1条に規定する学校は除く。）のうち、社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人並びにその他厚生労働大臣の認める者とする。ただし、医療法人並びに一般社団法人及び一般財団法人については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限るものとする。（ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあつてはこの限りではない。）

ウ 事業内容

- （ア）受講対象者は新任教員とする。また、他の看護師等養成所の新任教員を受け入れて実施することも可とする。
- （イ）研修内容については、新任教員に求められる能力（教育実践能力、学生指導能力、コミュニケーション能力、看護実践能力など）に関する研修とし、以下に掲げる研修内容を参考に実施すること。

（参考）研修内容の例

研修項目	研修内容	研修方法
教育実践能力	授業計画の立案、教育方法の検討など授業設計や方法、評価に関する事	講義及び演習
学生指導能力	学生把握、学習指導、生活指導、健康管理、個別相談等の場面での指導方法に関する事	講義及び演習
コミュニケーション能力	人間理解、人間関係構築、カウンセリング等の方法に関する事	講義及び演習
看護実践能力	臨床現場における自らの専門領域及び担当領域での短期研修などによる看護技術の実践や最新の医療知識の獲得に関する事	講義、演習及び臨地実習

（4）助産師学生実践能力向上事業

ア 目的

この事業は、助産師養成所における演習及び実習体制の充実を図り、質の高い助産師の養成を行うことを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、保健師助産師看護師法により指定を受けた助産師養成所（ただし、学校教育法第1条に規定する学校は除く。）のうち、社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人並びにその他厚生労働大臣の認める者とする。

ウ 事業内容

助産師学生の実践能力向上を図るために実施する演習及び実習とし、以下に掲げる内容を参考に実施すること。

〈演習・実習内容の例〉

- ①妊娠期の診断能力を強化するために実施する
 - ・超音波検査の演習
 - ・妊娠期の事例を継続的に実習
- ②分娩時の応急処置能力を強化するために実施する
 - ・新生児シミュレーターを用いたアセスメント演習
 - ・新生児救急シミュレーターを用いた救急時を想定した演習
- ③女性のライフサイクルに合わせたケア能力を強化するために実施する
 - ・女性外来や不妊外来、思春期外来などの関連する外来等での実習
 - ・女性の性と生殖を目的とした健康教育や保健指導に関する演習・実習

（５）看護師養成所２年課程（通信制）導入促進事業

ア 目的

この事業は、看護師資格の取得を希望する准看護師が働きながら就学できる環境を整備するため、２年課程（通信制）の設置を予定している者を支援するとともに、設置・運営に係る問題点等を把握し、看護教育の充実に資することを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、保健師助産師看護師法に基づき指定を受けることのできる看護師２年課程（通信制）の学校又は養成所（ただし、学校教育法第1条に規定する学校は除く。以下「看護師養成所２年課程（通信制）」という。）のうち、都道府県、社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合

及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人並びにその他厚生労働大臣が認める者とする。

ウ 事業内容

看護師養成所2年課程(通信制)の設置準備に必要な専任教員、添削指導員及び事務職員を配置し、円滑な開校に向けたカリキュラムの策定等を行うものとする。

ただし、看護師養成所2年課程(通信制)の設置等計画に係る審査を受けている者に限る。

(6) 助産師養成所開校促進事業

ア 目的

この事業は、助産師養成所の設置を予定している者を支援することにより助産師養成を促進することを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、保健師助産師看護師法に基づき指定を受けることのできる助産師養成所(ただし、学校教育法第1条に規定する学校は除く。)のうち、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人並びにその他厚生労働大臣が認める者とする。

ウ 事業内容

助産師養成所の設置準備に必要な専任教員を配置し、円滑な開校に向けたカリキュラムの策定等を行うものとする。

補助先は助産師養成所の設置等計画に係る審査を受けている者に限る。

(7) 看護師等養成所初度設備整備事業

ア 目的

この事業は、保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下「看護師等」という。)養成所の新設を促進し、医療機関等における看護師等を確保することを目的とする。

イ 補助対象

次に掲げる者が行う看護師等養成所の新設に係る初度設備整備事業に対して都道府県が補助する事業。

日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及びその連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人又は一般財団法人並びに厚生労働大臣の認める者。

ただし、一般社団法人又は一般財団法人並びに医療法人については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けることのできるものに限る。(ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程(通信制)にあつてはこの限りではない。)

(8) 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業

ア 目的

この事業は、保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所における「在宅看護実習室」の新設に必要な設備整備を促進し、教育環境を改善することにより、看護職員の資質の向上を図ることを目的とする。

イ 補助対象

次に掲げる者が行う看護師等養成所の教育環境改善設備整備事業に対して都道府県が補助する事業。

日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及びその連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人又は一般財団法人並びに厚生労働大臣の認める者。

ただし、一般社団法人又は一般財団法人並びに医療法人については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けることのできるものに限る。(ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程(通信制)にあつてはこの限りではない。)

(9) 看護師養成所修業年限延長促進事業

ア 看護師養成所修業年限延長促進事業

(ア) 目的

この事業は、看護基礎教育を充実するため、看護師養成所の修業年限の延長を予定している者を支援し、質の高い看護師の養成及び確保を図ることを目的とする。

(イ) 実施主体

この事業の実施主体は、保健師助産師看護師法により指定を受けた看護師養成所(ただし、学校教育法第1条に規定する学校は除く。)のうち、都道府県、特別区及び市町村、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法

人、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人並びにその他厚生労働大臣が認める者とする。

ただし、医療法人並びに一般社団法人及び一般財団法人については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限るものとする。

(ウ) 事業内容

看護師養成所の修業年限の延長に伴い必要となる専任教員を配置し、円滑な移行に向けたカリキュラムの作成等を行うものとする。

イ 看護師養成所修業年限延長施設整備事業

(ア) 目的

この事業は、看護基礎教育を充実するため、看護師養成所の修業年限の延長に必要な施設整備に対し支援し、質の高い看護師の養成及び確保を図ることを目的とする。

(イ) 補助対象

次に掲げる者が行う看護師養成所の看護師養成所修業年限延長施設整備事業に対して都道府県が補助する事業。

日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人並びにその他厚生労働大臣が認める者。

ただし、医療法人並びに一般社団法人及び一般財団法人については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限るものとする。

(ウ) 事業内容

看護師養成所の修業年限の延長に必要な施設整備を行うものとする。

2 新人看護職員研修事業

(1) 新人看護職員研修事業

① 目的

この事業は、病院等^(注1)において、新人看護職員^(注2)、新人保健師^(注3)及び新人助産師^(注4)が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的とする。

^(注1) 病院等とは、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86

号) 第2条第2項に規定する病院等をいう。(以下、「病院等」という。)

(注2) 新人看護職員とは、主として免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。(以下、「新人看護職員」という。)

(注3) 新人保健師とは、主として保健師免許取得後に初めて保健師として就労する保健師をいう。(以下、「新人保健師」という。)

(注4) 新人助産師とは、主として助産師免許取得後に初めて助産師として就労する助産師をいう。(以下、「新人助産師」という。)

② 新人看護職員研修事業

ア 事業の実施主体

この事業の実施主体は、病院等とする。ただし、国立高度専門医療研究センターは除く。

イ 事業内容

病院等は、新人看護職員研修ガイドライン（平成23年2月14日医政看発0214第2号厚生労働省医政局看護課長通知、以下「ガイドライン」という。）に示された以下の項目に沿って、新人看護職員、新人保健師又は新人助産師に対する研修を実施する。

(ア) 「新人看護職員を支える体制の構築」（ガイドラインのⅠ-3-1又はガイドラインのうち保健師編のⅠ-3-1を参照）として、職場適応のサポートやメンタルサポート等の体制を整備すること。

(イ) 「研修における組織の体制」（ガイドラインのⅠ-3-2又はガイドラインのうち保健師編のⅠ-3-2を参照）として、組織内で研修責任者、教育担当者及び実地指導者の役割を担う者を明確にすること。なお、専任又は兼任のいずれでも差し支えない。

(ウ) 「新人看護職員研修」（ガイドラインのⅡを参照）に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。なお、新人助産師研修を実施する場合は、助産技術に関する項目を含めること。

また、新人保健師研修を実施する場合は、「新人保健師研修」（ガイドラインのうち保健師編のⅡ）に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。

③ 外部研修事業

ア 目的

この事業は、新人看護職員研修を自施設単独で完結できない場合に、外部組織の研修を活用することにより、新人看護職員研修の着実な推進を図ることを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 医療機関受入研修事業

- a この事業の実施主体は、②の新人看護職員研修事業を実施する病院等とする。ただし、国立高度専門医療研究センターは除く。
- b 新人看護職員研修事業を実施する病院等は、自施設の新人看護職員研修を公開し、公募により受け入れを実施することとし、受け入れを行う研修は、複数月で実施すること。なお、新人保健師研修又は新人助産師研修の受け入れを行う場合も同様とする。

(イ) 多施設合同研修事業

- a この事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。
- b 都道府県は、新人看護職員又は新人助産師を対象に、病院等で行うガイドラインに沿った新人看護職員研修又は新人助産師研修を補完する研修を企画・立案し実施する。
- c 研修の内容は、地域における医療機関受入研修事業やその他の外部組織で行われている研修内容を考慮したものとする。
- d 研修の実施に当たっては、複数月で実施することとし、研修の年間スケジュールを予め示すなど、多くの病院等が参加しやすいよう配慮すること。
- e 研修実施後は、参加者の意見等を把握し、研修内容・運営方法等の評価を行い、以後の研修の企画・運営の改善に活かすこと。

(2) 研修責任者等研修事業

ア 目的

この事業は、病院等の研修責任者、教育担当者又は実地指導者がガイドラインに示されている新人看護職員研修の実施に必要な能力を習得し、適切な研修実施体制を確保することを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。なお、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

ウ 事業内容

(ア) 都道府県は、新人看護職員研修における研修責任者、教育担当者又は実地指導者として、ガイドラインで求められているそれぞれの能力を習得するための研修責任者研修、教育担当者研修又は実地指導者研修を企画・立案し、実施するものとする。なお、研修の内容には以下の項目を盛り込むこと。

- a 研修責任者研修

- ・ 新人看護職員研修ガイドラインの考え方
 - ・ 新人看護職員研修体制の構築
 - ・ 新人看護職員研修の企画と評価
 - ・ 実地指導者及び教育担当者の育成
- b 教育担当者研修
- ・ 新人看護職員研修における教育担当者の役割
 - ・ 到達目標の理解と設定
 - ・ 教育に関する知識
 - ・ 課題と解決策の検討
 - ・ 年間教育計画の立案
- c 実地指導者研修
- ・ 組織の教育システム
 - ・ 新人看護職員の現状
 - ・ 学習に関する基礎知識
 - ・ メンタルサポート支援
 - ・ 看護技術の指導方法

(イ) 研修対象者は、ガイドラインで規定された研修責任者、教育担当者又は実地指導者としての役割を担う者又はその任にあたる予定のある者とする。なお、研修希望者が多数の場合は、新人看護職員研修の実施が困難な病院等の職員を優先すること。

(ウ) 研修の実施に当たっては、多くの病院等が参加しやすいよう研修時間、日数や開催回数等に配慮したものとなるよう努めること。

(エ) 研修実施後は、参加者の意見等を把握し、研修内容・運営方法等の評価を行い以後の研修の企画・運営の改善に活かすこと。

(参考) プログラム例

研修責任者研修

研修項目	研修内容	研修方法
新人看護職員研修ガイドラインの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新人看護職員研修の概要 ・ 新人看護職員研修ガイドラインの考え方 ・ 新人看護職員研修における研修責任者の役割 	講義
新人看護職員研修体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新人看護職員研修の組織体制 ・ 研修責任者、教育担当者及び実地指導者の役割 ・ 新人看護職員研修に関わる看護職員の職場適応やメンタルサポート 	講義
新人看護職員研修の	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎教育における看護実践能力の習得状況 	講義及び

企画と評価	<ul style="list-style-type: none"> 施設及び看護部門の教育方針に基づく新人看護職員の到達目標の設定 新人看護職員研修の年間プログラムの立案 	演習
実地指導者及び教育担当者の育成	<ul style="list-style-type: none"> 実地指導者及び教育担当者の育成 	講義及び演習

教育担当者研修

研修項目	研修内容	研修方法
新人看護職員研修における教育担当者の役割	<ul style="list-style-type: none"> 新人看護職員研修ガイドラインの考え方 教育担当者に対する期待 	講義及び演習
到達目標の理解と設定	<ul style="list-style-type: none"> 組織の理念と人材育成の考え方 新人看護職員研修の目標設定 	講義及び演習
教育に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> カリキュラム、教育方法及び教育評価等 	講義
課題と解決策の検討	<ul style="list-style-type: none"> 新人看護職員・実地指導者・教育システムに関する課題の明確化と解決策の検討 	演習
年間教育計画の立案	<ul style="list-style-type: none"> 年間教育の立案・見直し 	演習

実地指導者研修

研修項目	研修内容	研修方法
組織の教育システム	<ul style="list-style-type: none"> 組織の理念と人材育成の考え方 施設内の教育体制 実地指導者の役割 	講義
新人看護職員の現状	<ul style="list-style-type: none"> 看護基礎教育の現状 新人看護職員の技術修得状況 新人看護職員研修ガイドラインの考え方 	講義
学習に関する基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> 学習理論、教育方法及び教育評価 	講義
メンタルサポート支援	<ul style="list-style-type: none"> コーチング、カウンセリングスキル及びコミュニケーション 	講義及び演習
看護技術の指導方法	<ul style="list-style-type: none"> 看護技術の指導方法、指導の実際 看護技術の評価方法 	演習

(3) 新人看護職員研修推進事業

ア 目的

この事業は、すべての病院等の新人看護職員がガイドラインに沿った研修を受

けられる環境を整備するため、地域における連携体制を構築し、新人看護職員研修の着実な推進を図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

ウ 事業内容

(ア) 都道府県は、関係行政機関、病院団体、職能団体及び教育機関などの関係者により構成される協議会を設置する。なお、協議会は既存の検討会等をもって代えることができる。

(イ) 協議会は、外部研修事業等の推進を図るため、地域単位での病院等間の連携を活性化するための方策及び調整等に関して協議する。

(ウ) 都道府県は、次の掲げる事業のうち必要な事業について実施する。

a 地域の病院等や外部組織が実施する新人看護職員研修の施設間における情報共有や連携・調整に関すること。

b 新人看護職員研修の実施が困難な病院等に対するアドバイザー派遣に関すること。

c 新人看護職員研修の普及啓発に関すること。

3 看護職員資質向上推進事業

(1) 看護職員専門分野研修

ア 看護職員専門分野研修

(ア) 目的

特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いた、水準の高い看護を実践できる認定看護師の育成を促進することを目的とする。

(イ) 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県及び厚生労働大臣が認める者とする。また、都道府県は、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

(ウ) 事業内容

実施期間：1コース当たり6か月間（600時間）程度

イ 認定看護師追加研修

(ア) 目的

認定看護師を対象とした従来よりも幅広い業務を行うために必要な研修を実施し、チーム医療を推進することを目的とする。

(イ) 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県及び厚生労働大臣が認める者であつて、別に定める「特定看護師（仮称）養成調査試行事業募集要項」において、一定の基準を満たす研修課程等として指定された課程とする。

(2) 中堅看護職員実務研修

ア 短期研修

(ア) 目的

看護職員の専門性の向上及び医療事故の防止等今日的課題への対応を図るため、実務経験がおおむね5年以上の看護職員を対象として研修を実施し、看護職員の資質の向上を図る。

(イ) 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

(ウ) 事業内容

- a 実施期間 1回当たり5日間程度
- b 実施回数 年3回程度を1実施単位とする
- c 定員 1回当たり40人程度
- d 研修内容（例）

がん看護、感染看護、精神科看護、救急看護、リスクマネジメント、フィジカルアセスメント等

イ 中期研修

(ア) 目的

二大死因であるがん及び心筋梗塞、要介護状態の大きな原因となる脳卒中、認知症及び骨折については、看護が患者の予後に大きく影響することから、先端的化学研究の知見を臨床看護に応用し、専門的な看護ケアを提供するため、看護職員を対象とした研修を実施し、看護職員の資質向上を図る。

(イ) 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

(ウ) 事業内容

- a 実施期間 15日間程度（うち5日間は専門病院での実地研修とする。）
- b 定員 がん、心筋梗塞、脳卒中、認知症、骨折の各コースごとに

30人程度

c 研修内容 (例)

コース	研 修 内 容
がん	<ul style="list-style-type: none">・最新の化学療法に対する看護・最新の放射線療法に対する看護・疼痛に対する看護
心筋梗塞	<ul style="list-style-type: none">・最新の治療法に対する看護・急性期の患者の観察とそれに対応した看護・心臓リハビリテーション・急性の意識混濁に対する看護
脳卒中	<ul style="list-style-type: none">・最新の治療法に対する看護・急性期の患者の観察とそれに対応した看護・急性期のベッド上でのリハビリテーションと早期離床に向けた看護・急性の意識混濁に対する看護
認知症	<ul style="list-style-type: none">・認知症症状を起こしやすい疾患を予防する看護・問題行動に対する看護・薬物療法と看護・進行を遅らせ症状を安定させる看護・認知症患者の人権擁護と看護
骨折	<ul style="list-style-type: none">・急性期の患者の観察とそれに対応した看護・急性期のベッド上でのリハビリテーションと早期離床に向けた看護・早期離床のための補助用具（機器）の知識・転倒を予防するための看護・残存能力を維持するための看護

(3) 専門分野 (がん・糖尿病) における質の高い看護師育成事業

ア 目 的

がん及び糖尿病の患者に対する看護ケアの充実のため、臨床実践能力の高い看護師の育成強化を推進するための実務研修を実施し、看護職員の資質向上を図る。

イ 実施主体

この事業の実施主体は都道府県とする。また、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

ウ 事業内容

(ア) 実施期間 原則40日

(イ) 定 員 20人程度

(ウ) 対 象 者 がん看護又は糖尿病看護を実施している看護師

(エ) 研修実施医療機関 研修の実施に適した病院

エ 研修実施基準

(ア) がん

a 都道府県がん診療連携拠点病院又はそれに準ずる病院で、がん患者に対する看護について、幅広い内容の実務研修を実施する。

b 実務研修の内容（例）

化学療法と看護、疼痛緩和と看護、手術療法と看護、放射線療法と看護リハビリテーションと看護、骨髄移植と看護、幹細胞移植と看護など

(イ) 糖尿病

a 糖尿病看護を研修するのに適切な病院であり、次の要件を満たす病院又はそれに準ずる病院で、糖尿病患者に対する看護について、幅広い内容の実務研修を実施する。

(a) 常勤の糖尿病専門医による専門外来を行っていること

(b) 糖尿病教室を定期的で開催していること。

(c) 糖尿病看護を行っている専従あるいは専任の看護師がおり、入院及び外来の患者支援並びに看護職員に対するコンサルテーションを実践していること。

(d) 糖尿病患者のためのケアカンファレンスを、多職種が参加し、定期的で開催していること。

b 実務研修の内容（例）

食事療法と看護、運動療法と看護、薬物療法と看護、日常生活指導と看護、フットケアなど

(4) 看護教員養成講習会事業

ア 看護教員養成講習会

(ア) 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県及び厚生労働大臣が認める者とする。また、都道府県は、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

(イ) 事業内容

平成22年4月5日医政発0405第3号厚生労働省医政局長通知「看護教員に関する講習会の実施要領について」に基づき実施する専任教員養成講習会（保健師養成所専任教員、助産師養成所専任教員又は看護師養成所専任教員）

又は教務主任養成講習会とする。

イ 看護教員養成講習会施設整備事業

(ア) 目的

この事業は、教員養成講習会の実施に必要な教室等の施設整備に対する支援を行い、教員養成講習会の実施促進を図ることを目的とする。

(イ) 補助対象

厚生労働大臣が認める者が行う看護教員養成講習会施設整備事業に対して都道府県が補助する事業。

(ウ) 事業内容

教員養成講習会の定員数の増加等にもなう施設整備を交付の対象とする。

(5) 看護教員継続研修事業

ア 目的

医療の高度化・国民のニーズの多様化といった変化を踏まえ、教育内容の向上を図るためのカリキュラム改正等に対応した教育の実施や、看護教員の成長段階別（新任期、中堅期、ベテラン期）に応じた研修を実施することにより、看護教員が生涯を通じてキャリアアップを図ることで、看護教員の質の向上に資することを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

ウ 事業内容

研修内容については、看護教員の成長段階に応じ以下に掲げる項目を参考に実施すること。

(ア) 看護教育の内容及び看護教育方法の向上に関する研修

- a カリキュラム改正に伴う教育方法及び内容
- b 教育教材の工夫
- c 感染者対策（インフルエンザなど）
- d 医療安全
- e 在宅看護の推進と看護（効果的な退院指導と在宅看護）
- f 在院期間短縮に効果のあるクリティカルパスの活用

(イ) 看護教員の成長段階別に応じた研修

【新任期】

- a 医療・看護をとりまく状況の変化
- b 看護の役割と求められる看護教育
- c 看護師等養成をめぐる状況
- d 授業や実習指導を通しての課題と対処
- e 授業設計や方法といった教育実践能力の向上に関する事
- f 学生指導（生活・学習等）
- g コミュニケーション能力の向上に関する事
- h 看護実践能力の向上に関する事（臨床現場への研修など）

【中堅期】

- a 授業展開や教材化などに関する最新の情報
- b 新任教員への指導に関する事
- c マネジメント、リーダーシップに関する事
- d 研究能力の向上に関する事
- e 看護実践能力の向上に関する事

【ベテラン期】

- a 学校経営、人材育成、マネジメント、リーダーシップ能力強化に関する事
- b 危機管理能力の向上に関する事（災害や感染症等）
- c 教員の能力開発とその支援に関する事
- d 教員や学校評価とその活用に関する事
- e 看護教育を巡る政策の動向に関する事

（6）実習指導者講習会事業

ア 実施方法

厚生労働省健康政策局長通知（平成6年10月31日健政発第783号）「都道府県保健師助産師看護師実習指導者講習会の開催について」に基づき実施する講習会とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

（7）協働推進研修事業

ア 目的

近年、医師については、厳しい勤務環境に置かれているが、その要因の一つとして医師でなくても対応可能な業務までも医師が行っている現状があるとの指摘

があり、医療の質を向上させ、日本の実状に即した医師と看護師等との協働・連携の在り方等について検討を行ってきた「チーム医療の推進に関する検討会」が平成22年3月19日に取りまとめた報告書の中で、各医療スタッフの①専門性の向上、②役割の拡大、③各医療スタッフ間の連携・補完といった方向を基本として、各関係者がそれぞれの立場で様々な取組を進め、全国に普及させていくことがチーム医療の推進に不可欠と提言されたことを受け、看護師の専門性を発揮するために強化すべき看護業務について、看護師等の研修の場を確保することによりチーム医療のより一層の推進を図ることを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

ウ 事業内容

- (ア) 都道府県において、協働推進のための研修事業に参加する看護師等を募集するとともに、研修プログラムを作成し、研修場所や研修内容の調整を行う。
- (イ) 研修内容については、平成19年12月28日医政局長より「医師及び医療関係職と事務職員との間等での役割分担の推進について」の通知に定める内容等について実施することとする。
- (ウ) 研修については、多数の医療機関から参加ができるよう複数の機会で開催するなど、参加者への配慮を行うことが望ましい。

(8) 潜在看護職員等復職研修事業

ア 目的

この事業は、潜在看護職員^(注1)又は潜在助産師^(注2)の再就業の促進を図るため、潜在看護職員に対する再就業に向けた臨床実務研修を行うことにより、看護職員及び助産師の確保に資することを目的とする。

^(注1) 潜在看護職員とは、保健師、助産師、看護師又は准看護師の資格取得者であって、看護職として就業していない者のことをいう。

^(注2) 潜在助産師とは、助産師の資格取得者であって、現在、助産師として就業していない者のことをいう。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

ウ 事業内容

- (ア) 都道府県は、再就業を希望する潜在看護職員に対し、最新の看護に関する知識及び技術、又は助産業務への再就業を希望する潜在助産師に対し、最新の助

産に関する知識及び技術を修得させ、職場復帰を容易にするための臨床実務研修を実施するものとする。

- (イ) 研修の企画・運営等に当たっては、受講者のニーズなどを考慮し、参加しやすいものとなるよう配慮すること。
- (ウ) 研修実施に当たっては、受講者の離職期間や経験等を考慮し、1回当たり原則3日以上とし、複数回開催すること。
- (エ) 研修場所については、教育研修が充実した病院や看護師等養成機関など、臨床実務研修に適した場所で行うこと。
- (オ) 研修実施後は、再就業状況、受講者の意見や修得できた能力等を把握し、研修内容・運営方法等の評価を行い、以後の研修の企画・運営の改善に活かすこと。

エ 補助条件

看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第15条第2項の規定により都道府県ナースセンターの業務として実施する研修は、この事業の対象外とする。

(9) 院内助産所・助産師外来助産師等研修事業

ア 目的

院内助産所^(注1)・助産師外来^(注2)（以下「院内助産所等」という。）の開設の促進や、院内助産所等における医療機関管理者及び助産師の質の向上を図るため、院内助産所等を開設しようとする医療機関管理者や、院内助産所等で助産や妊産婦の相談業務等に従事する医師や助産師に対する研修を行い、安全・安心・快適なお産の場の確保を目的とする。

^(注1)「院内助産所」とは、緊急時の対応ができる医療機関等において、正常経過の妊産婦のケア及び助産を助産師が自立して行うものをいう。

^(注2)「助産師外来」とは、医療機関等において、外来で正常経過の妊産婦の健康診査と保健指導を助産師が自立して行うものをいう。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

ウ 事業内容

- (ア) 都道府県において、院内助産所等を開設しようとする医療機関の管理者や医師、助産師等を募集するとともに、研修場所や研修内容の調整を行う。
- (イ) 研修については、先駆的な院内助産所等の体制整備に取り組んでいる医療機関での研修や、院内助産所等を開設しようとする医療機関等に先駆的な院内助

産所等の体制整備に取り組んでいる産科・産婦人科の医師や助産師、医療機関管理者を招聘し実施するものとする。

(ウ) 研修内容については、以下のような研修を実施するものとする。

- a 産科・産婦人科医師や助産師等による安全管理や医師と助産師との連携・協働体制の整備のあり方
- b その他、アの目的に資するもの

(エ) 研修については、一医療機関からの複数人の参加及び複数の機会でも可能とするなど参加者への配慮を行うこと。

(オ) 研修実施後は、受講者の意見や反応等を把握し、研修内容・運営方法等の評価を行い、以降の研修の企画・運営の改善に活かすこと。

4 訪問看護推進事業

(1) 訪問看護推進協議会

ア 目的

この事業は、都道府県、特別区及び市町村等单位で「訪問看護推進協議会」（以下「協議会」）を設置し、訪問看護に関する課題及び対策の検討、訪問看護推進事業の企画・調整、訪問看護に関する実態調査等を行い、訪問看護の推進に寄与することを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区、市町村及び厚生労働大臣が適当と認める者とする。また、事業目的の達成に必要なときは都道府県、特別区及び市町村は事業を委託することができる。

ウ 運営基準

(ア) 都道府県知事、特別区長及び市町村長は、市町村関係者、都道府県医師会の代表者、都道府県看護協会の代表者及び都道府県訪問看護ステーション連絡協議会等、訪問看護の推進方法を協議するために必要なメンバーにより構成される協議会を設置するものとする。

(イ) 協議会に事務局（訪問看護推進室）を設けることができる。その場合は、協議会の庶務は事務局において処理する。なお事務局には、各個別事業の助言・調整等を行う訪問看護に精通した看護師等を担当者として配置することが望ましい。（委託する場合については、同様の形態とする。）

エ 事業内容

(ア) 訪問看護の実態等に関する調査、訪問看護に関する相互研修・相互交流、在宅医療普及事業の計画及び実施等に関すること。

- (イ) 訪問看護に関する課題及び対策の検討に関すること。
- (ウ) 訪問看護ステーション等に関する総合的相談及び問い合わせに関すること。
- (エ) 訪問看護ステーションと医療機関等との連携促進のための多職種会議の開催に関すること。

(2) 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修

ア 目的

この事業は、訪問看護ステーションと医療機関等の看護師や訪問看護ステーション間の看護師が研修や交流を通じて、相互の看護の現状・課題や専門性を理解することを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区、市町村及び厚生労働大臣が適当と認める者とする。また、事業目的の達成に必要なときは、都道府県、特別区及び市町村は事業を委託することができる。

ウ 事業内容

(ア) 訪問看護ステーションの看護師の研修

- a 実施期間 1回当たり5日程度
- b 年間10名以上の看護師の研修を行う
- c 内容

訪問看護事業所の看護師が医療機関で行われている最新又は高度な医療処置・看護ケアに関する知識や技術を身につけるための実技演習、集合講習等を行う。

研修終了後に研修内容を分析して評価を行うこと。

(イ) 医療機関等の看護師の研修

- a 実施期間 1回当たり5日程度
- b 年間10名以上の看護師の研修を行う
- c 内容

医療機関の看護師が訪問看護の現場に赴き、在宅医療移行に向けてのケアの視点や退院支援、地域連携に関する知識を養うための研修を行う。

研修終了後に研修内容を分析して評価を行うこと。

(ウ) 訪問看護ステーション間の相互研修

- a 実施期間 1回当たり5日程度
- b 年間10名以上の看護師の研修を行う
- c 内容

他の訪問看護事業所の看護師との相互交流により、お互いの知識や技術を共有し、向上するための研修を行う。

研修終了後に研修内容を分析して評価を行うこと。

(3) 在宅医療普及啓発事業

ア 目的

在宅医療及び訪問看護の役割を地域に浸透させるためのフォーラム・講演会等の開催や、パンフレット等を発行することにより、その普及を図る。

イ 実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区、市町村及び厚生労働大臣が適当と認める者とする。また、事業目的の達成に必要なときは、都道府県、特別区及び市町村は事業を委託することができる。

ウ 事業内容

(ア) 講演会、シンポジウム、フォーラム等

地域の医療福祉従事者及び住民に対し、在宅医療や訪問看護等についての認識を深められるよう、講演会、シンポジウム、フォーラム等を開催する。

(イ) パンフレット発行等

地域の医療福祉従事者及び住民に対し、在宅医療や訪問看護等についての理解を深めてもらうため、地域における在宅医療の現状や訪問看護の内容についての情報を掲載したパンフレット等の発行を行う。

5 看護職員確保対策特別事業

(1) 目的

この事業は、都道府県等が創意工夫を凝らし、地域の実情に応じた効果的・効率的な看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策に関する特別事業について助成し、より具体的な事業展開を図り、総合的な看護職員確保対策の推進に資することを目的とする。

(2) 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県及び厚生労働大臣が認める者とする。また、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

(3) 事業内容

都道府県等が総合的な看護職員確保対策を推進するために行う特別事業とする。

(4) 補助対象事業の選定

事業の選定は、次のような条件を勘案して選定する。

- ア 都道府県等において、総合的な看護職員確保対策を必要とする特別事情があること。
- イ 都道府県等において、離職防止を始めとする看護職員確保対策に積極的に取り組んでいること。
- ウ 当該事業が総合的な看護職員確保対策を有効かつ的確に推進することが期待されると見込まれること。

6 短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業

(1) 目的

この事業は、看護職員が出産や育児・介護のほかキャリアアップや自己啓発など個々のライフステージに対応し働き続けることが可能となるような多様な勤務形態の整備を促進し、医療機関において看護職員の離職防止・復職支援を図ることを目的とする。

(2) 事業の内容

ア 多様な勤務形態導入研修事業

- (ア) この事業の実施主体は、都道府県とする。なお、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。
- (イ) 都道府県は、医療機関管理者や看護管理者等に対し、短時間正社員制度をはじめとする多様な勤務形態に関する啓発や導入するための研修を企画・立案し実施する。なお、研修の内容については、以下の例を参考とする。

〈研修の内容例〉

- 多様な勤務形態の啓発に関する研修(基礎編)
 - ・看護職員の勤務の現状とその問題点
 - ・ワークライフバランス(WLB)の基本的知識
 - ・短時間正社員制度をはじめとする各種多様な勤務形態の考え方
 - ・人事労務管理の基礎知識
 - ・労働基準法等関係法令の基礎知識(診療報酬の算定要件などを含む)
 - ・多様な勤務形態の導入に関する好事例
- 多様な勤務形態の導入に向けた実践的な研修(実践編)
 - ・多様な勤務形態の導入に向けた組織体制に関すること
 - ・自施設の現状分析に関すること
 - ・具体的な導入方法等に関すること
 - ・看護業務のマネジメントの実際に関すること
 - ・就業規則等の規定の整備に関すること

・多様な勤務形態の運用及び運用後の評価等に関すること

(ウ) 研修実施後は、参加者の意見等を把握するとともに、研修内容・運営方法等の評価を行い、以後の研修の企画・運営の改善に活かすこと。

イ 就業環境改善相談・指導者派遣事業

(ア) この事業の実施主体は、都道府県とする。なお、事業目的の達成に必要があるときは、事業を委託することができる。

(イ) 都道府県は、医療機関における看護職員の多様な勤務形態の導入をはじめとする勤務環境の改善に関する取組を支援するため、次のうち必要な事業を実施する。

a 看護職員の多様な勤務形態の導入や運用に関する医療機関からの相談や、様々な悩み、不満等を抱える看護職員からの相談等に対応する。(週1日以上)
なお、相談窓口の開設時には、各医療機関に周知すること。

b 多様な勤務形態の導入や勤務環境の改善に向けた取組をしようとする医療機関にアドバイザーを派遣し、助言や出前講座等を行う。

c その他多様な勤務形態の導入に係る普及啓発に関すること。

ウ 就業環境改善支援事業

(ア) この事業の実施主体は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院とする。

(イ) 看護職員の就業環境の改善を図るため、短時間正社員制度をはじめとする多様な勤務形態を労働協約又は就業規則等により制度化又は改正することに取り組むこと。

(ウ) 短時間正社員制度は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条（所定労働時間の短縮措置）で規定する労働者に限らず、育児、介護やキャリアアップなど就労継続と資質の向上に資する幅広い勤務形態の選択においても利用できる制度とする。

(エ) 短時間正社員制度のほかフレックスタイム制度や時差出勤の導入など個々の実情に応じた多様な勤務形態を組み合わせ導入することが望ましい。

(オ) 新たな制度の導入及び改正に当たっては、以下を実施すること。

a 看護部門だけでなく、事務や他部門の参加と連携を得て、病院組織として導入する体制を整備すること。

b 自施設の特徴や職員構成など現状分析及び看護職員のニーズを把握したうえで、看護職員の利用しやすい制度とすること。

7 病院内保育所運営事業

(1) 目的

この事業は、病院及び診療所に従事する職員のために保育施設を運営する事業について助成し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育（以下「病児等保育」という。）を行うことを目的とする。

(2) 補助対象事業

補助対象事業は（４）に掲げる法人等が（１）に掲げる目的をもって職員等の委託を受けて乳児又は幼児に対し必要な保護を行う事業（以下「病院内保育所運営事業」という。）とする。ただし、財団法人 21 世紀職業財団による「事業所内託児施設助成金、ベビーシッター費用等助成金」等との重複補助は認めない。

(3) 補助対象施設

補助対象施設は、医療法第 7 条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は、同法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所の開設者が運営をする病院内保育施設（近辺の他の病院又は診療所の医療従事者が共同利用することを目的として一医療施設が設置した病院内保育施設を含む。）であって、（６）アに掲げる病院内保育施設の種別に該当し、12 か月運営し、かつ保育料として 1 人当たり平均月額 10,000 円以上徴収している施設とする。

運営月数の算定に当たっては、その月における開所日数がおおむね 15 日以上である場合には 1 か月として算定して差し支えないものとし、また保育料とは保育に要する費用の保護者負担額（給食費を含む）をいう。

(4) 実施主体

この事業の実施主体は、国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合、国家公務員共済組合及びその連合会、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、健康保険組合及びその連合会、社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）、一般社団法人又は一般財団法人等とする。ただし、（10）に掲げる施設整備事業については、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会を含むものとする。

(5) 実施主体の義務

実施主体は、施設、設備及び運営について、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）を尊重するものとする。

(6) 病院内保育施設の種別

ア 病院内保育施設の種別は以下の表 1 の通りとする。種別を決定するに当たっては、各基準項目を全て満たしていなければならない。

なお、保育児童数の算定に関しては、(3)の補助対象施設に従事する職員(当該補助対象施設に勤務する職員であって、人事異動等により他の施設の勤務となった職員も含む)の児童であって、年間の平均保育児童数が各種別の基準値以上あれば、各月において基準値未満(6か月以上に達する場合は除く)であっても各種別に該当するものとする。

種別	基準項目	保育児童数	保育士等数	保育時間
A型特例		4人未満	2人以上	8時間以上
A型		4人以上	2人以上	8時間以上
B型		10人以上	4人以上	10時間以上
B型特例		30人以上	10人以上	10時間以上

表1. 病院内保育施設の種別

イ 24時間保育は、終日いずれの時間帯においても(2)に掲げる保育サービスを提供するものとする。

ウ 休日保育は、以下に掲げる日に(2)に掲げる保育サービスを提供するものとする。ただし、以下に掲げる日であっても、診療日として表示する日を除く。

(ア) 日曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)第3条に規定する休日

(ウ) 12月29日から翌年1月3日(前号に掲げる日を除く。)

(7) 病児等保育

ア 対象児童

(ア) 医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な病院内保育所に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童。

(イ) 保育所に通所している児童ではないが、(ア)と同様の状況にある児童(小学校低学年児童等を含む。)

イ 対象疾患等

感冒、消化不良症(多症候性下痢)等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。

また、原則として7日まで連続して保育することができるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合

には、7日を超えて保育できるものとする。

ウ 施設

病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けていること。また、安静室は病児等が2人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として1.65㎡以上であること。

エ 職員配置等

(ア) 病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を1名以上配置すること。

なお、病児等の児童数が2名を超える場合には、病児等2名に対し看護職員1名の配置を基本とすること。

(イ) 児童の受け入れに当たっては、当該施設等の医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。

(ウ) 体温の確認等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。

(エ) 他の児童への感染の防止に配慮すること。

オ 利用事務手続等

(ア) 利用事務手続きについては、都道府県又は実施施設毎に定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。

(イ) 利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行うこと。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続きは、事後であっても差し支えないものとする。

カ 保育料の徴収

病児等保育の実施に係る費用については、1日当たり3,200円以内で保護者より徴収するものとする。(ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げないものであること。)

キ その他

病院等従事職員の委託を受けて病児等保育を実施する他に、市町村等の保育担当部局や施設周辺の保育所等と情報交換を行い、実情に応じて病児等児童の保育受け入れを行うものとする。

(8) 緊急一時保育

ア 対象児童

24時間保育を実施していない病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の乳児または幼児であって、医療機関からの緊急呼び出しにより勤務を要することにより家庭で育児を行うことが困難な児童(小学校低学年を含む)。

イ 対象となるサービス

病院内保育所が予め契約をしている保育サービスを提供する事業者と契約をしており、かつ保育サービス提供者への支払を当該病院内保育所の会計で行い、アの児童を保育したことにより病院内保育所がその利用に要する費用の全部又は一部を負担した場合とする。

ウ 緊急一時保育の対象となるサービス提供事業者

認可外保育施設、民間ベビーホテル、民間ベビーシッター会社、家庭福祉員及び家政婦（夫）等の保育提供事業者が行う保育を対象とし、公立保育所、認可保育所都道府県又は市区町村が行う行政措置及び家庭並びに同居の親族が行う保育については対象としない。

(9) 児童保育

ア 対象児童

病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の児童であって、かつ、医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童（以下、放課後児童という。）。)

イ 施設

児童保育を行うために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設けて、放課後児童の衛生及び安全を確保することとする。

ウ 職員配置

放課後児童の保育に専従する職員（児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい）を1名以上配置すること。

(10) 施設整備事業

病院内保育所の新築・増改築及び改修（既存の病院内保育所の改修は除く。）事業とする。

8 中央ナースセンター事業

(1) 目的

保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）の未就業者の就業促進など、看護職員の確保を図るため、都道府県ナースセンター事業の活動を支援・指導等都道府県ナースセンターを統括する事業を実施することにより、医療機関等の看護職員の不足解消及び在宅医療の推進に寄与することを目的とする。

(2) 実施主体

この事業の実施主体は、社団法人日本看護協会とする。

(3) 事業内容

中央ナースセンターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- ア 都道府県ナースセンターの業務に関する啓発活動を行うこと。
- イ 都道府県ナースセンターの業務について、連絡調整を図り、及び指導その他の援助を行うこと。
- ウ 都道府県ナースセンターの業務に関する情報及び資料を収集し、並びにこれを都道府県ナースセンターその他の関係者に対し提供すること。
- エ 二以上の都道府県の区域における看護に関する啓発活動を行うこと。
- オ 前各号に掲げるもののほか、都道府県ナースセンターの健全な発展及び看護師等の確保を図るために必要な業務を行うこと。

(4) 運営方法

中央ナースセンターの運営に当たっては、事業担当責任者を置き、都道府県ナースセンターと密接な連携を図ることにより円滑かつ効率的な運営に努めるものとする。

9 看護師勤務環境改善施設整備事業

(1) 目的

この事業は、医療の高度化に対応可能なナースステーションの拡充、処置室及びカンファレンスルーム等の拡張や新設等看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりなど勤務環境改善整備をすることにより、看護職員の離職防止を図ることを目的とする。

(2) 補助対象

社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及びその連合会、その他厚生労働大臣が適当と認める者が行う病院のナースステーション、処置室及びカンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするための施設整備事業に対して都道府県が補助する事業。

(3) 補助条件

- ア 看護業務見直し改善検討委員会等を設置し、申し送り時間の改善や省力化機器の導入等看護業務の改善に積極的に取り組んでいる病院。
- イ 院内研修等独自に離職防止対策を実施している病院。

10 看護師宿舎施設整備事業

(1) 目的

この事業は、離職防止対策の一環として、看護師宿舎の個室整備をすることにより、看護職員の定着促進を図ることを目的とする。

(2) 補助対象

社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及びその連合会、

その他厚生労働大臣が適当と認める者が行う看護師宿舎を看護職員の離職防止対策の一環として個室整備するための施設整備事業に対して都道府県が補助する事業。

(3) 補助条件

ア 看護業務見直し改善検討委員会等を設置し、申し送り時間の改善や省力化機器の導入等看護業務の改善に積極的に取り組んでいる病院。

イ 院内研修等独自に離職防止対策を実施している病院。

11 院内助産所・助産師外来施設・設備整備事業

(1) 目的

妊産婦の多様なニーズに応え、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するため、産科を有する病院・診療所に「院内助産所」「助産師外来」の開設を促進することを目的とする。

(2) 補助対象

医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所（以下「医療機関等」という。）の開設者が、新たに医療機関等の施設内に院内助産所等を開設する場合の施設整備及び設備整備に対して都道府県が補助する事業とする。（ただし、公立の医療機関等を除く。また、産科又は産婦人科の診療科を有する医療機関等に限る。）

II 外国人看護師候補者就労研修支援事業

1 目的

この事業は、経済連携協定（EPA）に基づき入国する外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受け入れが実施できるよう、外国人看護師候補者が日本で就労する上で必要となる日本語能力の習得及び、外国人看護師候補者を受け入れる施設の研修支援体制の充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、経済連携協定（EPA）に基づき入国する外国人看護師候補者の受入施設とする。

3 事業内容

(1) 日本語習得支援事業

外国人看護師候補者に対し、日本語学校等への就学や日本語講師を招聘など、外国人看護師候補者の日本語能力を向上させるために必要な措置を講ずるものとする。

なお、当該外国人看護師候補者が看護師国家試験に合格し、看護師となった者についても、合格後1年間に限り対象とする。

(2) 就労研修支援事業

外国人看護師候補者に対する国家資格の取得に向けた研修が適切に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

なお、当該外国人看護師候補者が看護師国家試験に合格し、看護師となった者についても、合格後1年間に限り対象とする。